

## 論文

## 占領期名古屋における社会教育の再生と展開

新海英行

1945(昭和20)年8月15日、終戦詔勅(玉音放送)をもって、内外で310万人余の尊い命を奪った残酷で悲惨な戦争によりやく終止符が打たれた。それ以降、国民は疲弊しきった経済と不安定極まりない生活にさいなまれ、荒廃と混乱と摸索の時代を迎える。敗戦後、しばらくは、政府は国体護持路線の存続を求め、戦前からの国民道義に基づく青少年教育や婦人の教養施設の固持を主張したが、戦前の国家主義的社会教育に辟易していた国民にはとうてい素直に受け入れられるものではなく、また同時に非軍事化・民主化を基調とする連合軍最高司令官総司令部(General Headquarter, Supreme Commander for the Allied Powers)(以下、占領軍またはGHQ/SCAPという)の厳しい批判と拒否を受けることとなった。

新憲法は、戦前の教育勅語を柱とする国家主義・軍国主義教育の反省を踏まえ、すべての国民の権利として教育を位置づけ、「人間性・人格・科学的、哲学的、宗教的教養の向上・民主主義の徹底」を内実とする教育の基本的な改革理念を示した。この理念は学校教育のみならず当然社会教育にも貫かれるべきものであった。ついで1947年3月31日、教育基本法が公布され、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」(第7条)と規定された。さらに49年6月1日に制定された社会教育法では、「自ら実際生活に即した文化的教養を高め」(第3条)得る教育的営為を社会教育とし、そのための環境条件の整備こそ国・地方公共団体の役割であると明記された。まさにプログラム規定の段階ではあれ、国民の権利としての社会教育とそれを保障すべき国家的責務、言い換えれば社会教育の権利性と公共性が規定されたと言ってよい。

一方、敗戦からサンフランシスコ講和条約にいたる占領期においては、言うまでもなく占領軍の占領政策が日本の教育政策と教育の実態に多大の影響を及ぼすこととなった。そしてこの時期に戦後日本の社会教育の基本的性格が形成されたと言ってよい。本稿では、上述の事実を考慮しつつ、名古屋市の行政資料や関係論文・報告書に加え占領軍の残した占領文書(とくに愛知軍政部(1949年7月1日民事部に改称)による総司令部

第八軍への社会教育活動に関する報告書 (Military Government Activities Report from Aichi Military Government Team to Commanding General Eighth Army GHQ /SCAP RECORDs、以下、MG Rep. . . . と略す。) 等、伊藤めぐみ、井上恵美子共訳「愛知県軍政部月例報告書」山田順一ほか『名古屋市戦後社会教育行政関係史料集』、新海英行ほか訳「愛知軍政部月例報告翻訳その1～その11」『社会教育研究年報』第23号～34号)を参照し、占領期(1945～52年)を中心にその後の復興・反動期(1953～59年)をも視野に入れて戦後初期(1945～55年)の名古屋における社会教育の再生と展開の経緯を素描したい。そのさい可能な限り客観的と言い得る歴史的事実の記録化とその解釈に努め、地方占領下社会教育史研究のための一里塚としたい。

## 1 東海北陸軍政部と愛知軍政部の設置

まずは、「新日本建設の教育方針」をはじめ、「青少年団体設置要項」、「青少年団体ノ設置並ニ育成ニ関スル件」(文部次官通牒)、「婦人教養施設ノ育成強化ニ関スル件」(文部次官通牒)等、敗戦直後に公にされた社会教育政策には「国体ノ護持」、「国民道義」の育成という文言が含まれていた。GHQは即座に敗戦直後に残存していた国体護持を目的とする社会教育(国民教化)政策を払拭し、占領施策が方向づける民主化・非軍事化のための教育政策(小川利夫・新海英行編『GHQの社会教育改革－成立と展開－』)が日本政府を介しての間接的な統治－とはいえ時には実質的には強権的な直接統治－が日増しに強化された。民主主義の啓蒙(超国家主義の払拭)を目指し、地方分権(地方自治)を基盤とする公民館を中心とする社会教育へのGHQの期待は大きかった(J.C.Trainor, *Education in Occupied Japan—TRAINOR'S MEMOIR—*)。当時折衝にあたった行政担当者の述懐によれば、GHQは「われわれはサジェッションはするが、ディレクション(命令)はしないと明言したが、実際はディレクションの連続で、厳しかった」(愛知軍政部通訳・小倉重男氏へのインタビュー記録、志知正義『岐阜県青少年教育史』)という。占領軍は中央にあっては日本政府に働きかけ、地方にあっては各地方ブロックおよび各県ごとに軍政部(Military Government Sections and Military Government Units)を組織し、地方行政機関への政策的な指導・助言、あるいは指示・介入をもっぱら口頭で行った。そのさい民間情報教育部(Civil Information & Education(以下、CI&Eという。)Section)は日本人の思想的再編成、マスコミ、宗教、教育を、地方軍政部では、政治・経済のほか、教育改革、農地改革、労働改革、公職追放、保健衛生等を含む地方における占領政策の実行を担

当した（竹前栄治『占領戦後史』）。

愛知・名古屋においては、占領軍は第 33 師団に続いて、1945 年 9 月 25 日～26 日に第 25 師団が京都から進駐し、11 月 10 日には駐屯を完了した。同師団は名古屋大和ビルに愛知軍政部として第 30 軍政部（49 年 7 月 1 日、民事部と改称）を設置し、46 年 4 月、愛知県庁に移った。46 年 6 月、第 30 軍政部から名称変更した愛知軍政部は第 8 軍に所属した。人口、産業、面積等の規模別に特別地区（東京、大阪）のほか第 1 級～3 級と区分されていたが、愛知軍政部は第 1 級に相当するとされた。さらに同年 7 月 10 日、各県軍政部の上部組織として広域の軍政部として、愛知・名古屋を含む東海北陸 6 県（愛知、岐阜、三重、静岡、石川、富山を所管、のちに静岡は関東に移り、福井が東海北陸に入った。）を管轄する東海北陸軍政部が名古屋東片端に設置された。同軍政部には、初代長官にバーネル大佐が就任し、情報教育課を始め、法務・公安・労働及び復員、公衆衛生の各課が設置された（竹前、前掲書、大西光男『愛知県近代教育百年史稿』）。

愛知軍政部には部長（初代）にカイザー少佐が就任し、法務・公安復員、商工、調達労働、公衆衛生、民生の各課のほか、民間情報教育課を設置した。一般に占領初期には民主化・非軍事化政策を巡り趣旨の徹底とその履行状況に対する監視、摘発が重視されたのに対して、1947 年初めからは米国教育使節団報告書（第一次）、教育刷新委員会の建議に由来する関係法令の趣旨に基づき教育民主化に向けて積極的な働きかけが展開されたが、その方向づけの役割を果たしたのが「民間教育計画」（Civil Education Program）（47 年 2 月）であり、主として学校および地方教育行政当局に対する指導助言であった。49 年後、社会教育に重点が移った（竹前栄治「対日軍政における地方軍政」『教育学研究』第 47 巻第 2 号）。愛知軍政部のばあいも同様であったと思われる。CI&E 教育係が担当した社会教育の具体的な内容は、社会教育行財政、青少年教育、婦人教育、成人教育、図書館、博物館、文化、スポーツ、視覚教育等であった。CI&E のスタッフとしては、I. バーディック、R. ハッチンソン、J. マギー、G. ケリー、O. マレー、B. ニクロス、R. バウワース、L. ホスキンス、H. ダニング、スペンサー等（それぞれの在任期間は異なる）のメンバーが在籍した（MG Reps、中西、前掲）。かれらは、1946 年 2 月以降、社会教育関係の集会・会議に参加し、またそこで講演・講義を行い、さらに指導者養成を中心とする社会教育事業を共催・後援し、適宜指導・助言した。また社会教育団体の役員や社会教育行政関係者等とのミーティングを重ね、さらに県内をくまなく調査・点検のために巡回した。具体的には民主的社会教育の理念や技法を啓蒙するとともに、占領政策下発せられた各種の指令や文

部省による各種の通達が遵守され、履行されているかを監督するとともに、改善点を示唆した。こうした活動は、月2回の民間情報教育課会議において報告され、この報告は中央の民間情報教育局に連絡されている。その報告内容の要点は、初期には神道、天皇制、日本人の国民性等に集中していたが、常に注視されていた点は、学校視察、6・3・3制（新学制、学校改革、新教育）、トライアウトスクール、女性教師・女性校長、適格者審査、社会教育ではボーイ〈ガール〉スカウト、青少年団体・青少年教育、婦人団体・婦人教育、CI&E 図書館・読書室、社会教育研究大会、適格者審査等であった（MG Rep.）。

1947年以降、GHQはにわかにその政策方針を転換していく。それは同年2月1日、GHQが官公労のゼネストに対する禁止を宣言したことに始まった。アメリカの極東政策の転換のもと、従来の「民主化」方針から「反共」への転換であった。労働組合・教員組合、労使関係等、MGの労働問題への関心をこれまで以上に強めていった。愛知軍政部の教員組合の動向への注目も顕著になった（MG Rep. Oct 1947）。早くも48年には占領政策のリベラルで民主的な側面がより明確に希薄化し、同時に政財界も漸次旧秩序への復活願望ないし保守化傾向を示し始めた。第二次米国教育使節団報告（1950年）はGHQ政策変更を反映した。それ以降、教育二法の公布、新教育の見直しなど、自由主義的な教育改革に対する反動的な傾向が強化される。すなわち「逆コース」である。とはいえ、政策が浸透する上で多少のタイムラグは存在した。個別の政策や事業は少なからず政策転換以前の民主化の側面は多くの余地を残していたと考えられる。

1948年にはGHQ/SCAP.CI&Eは日本の民主化にとって青少年団体の果たす役割の大きさに注目し、全国的な規模での青少年指導者の養成を企図していた。東海北陸軍政部はこの企画に即して名古屋大学への青少年指導者養成科を設置の如何を要望した。この計画は、第1段階で名古屋大学に3か月を期限とする指導者養成講習を開催し、第2段階でこれを永続的な学科ないし学部を発展させるというものであった。名古屋大学がこの計画を決定した段階で東海北陸軍政部は「愛知県青少年指導計画」（以下、指導計画という。）を提示した。指導計画の概要は次のようである。

- (1) 序言 日本文化の研究、②青年のニーズ・問題・危機の研究、③指導的価値を有する哲学の研究のうえに青少年団体と専門指導者の相互理解をはかる。
- (2) 管理
  - 1) 評議会①名古屋大学におき、青年指導者養成科を開講、②県下青年団指導計画のため社会教育課と協力すること、③情報提供施設をおき、会議を開き、専門指導者を援

## 助、④基金の計上

2) 評議会の構成案 ①コミュニティチェスト、②名古屋大学関係教員、③社会教育課吏員、④厚生課吏員、⑤協力委員会、⑥一般市民、⑦助言者(軍政部厚生課、同教育課、同 CIC 代表)

## 3) 評議会の任務

① 名古屋大学青少年指導者養成科 A. 入学許可委員会(略)、B. 学校の一般管理(略)

② 地域団体管理に関する事項 断続的な講習の計画、地域団体の計画、地方専門指導者の援助等

## (3) 名古屋大学青少年指導者養成科

1) 直接の目的 ①既存団体の民主化のための援助、②破壊的行動に対し闘争、③青少年不良化防止、④4Hクラブ、ボーイスカウト、ガールスカウト、YMCA、YWCA、音楽クラブ、芸能クラブ、技術クラブ、ハイワイクラブ、新婚者クラブ等、建設的な興味団体(interesting group)の組織

2) 長期目的 興味団体を発達させ、その連盟を組織する。(以下、略)

3) 教科内容 現在青年の立場、日本婦人の現状、集団指導精神、青年心理学、青少年不良化、児童福祉、青年団の破壊的行動、労働組合と青年、衛生及び施設、経済、教育、情報、レクリエーション、芸術及び手芸、興味団体、専門指導者の役割

(水野 宏「わたくしの小児保健福祉 50 年史・その 12 - 愛知県青少年指導協力者養成講習会 -」『日本福祉大学社会科学研究所報』第 31 号、鈴木満智子「COC と青少年指導顧問」『東海社会教育研究会会誌』第 18 号、MG Rep.Sep1948,Jan1949,Feb1949)

上述のようなグランドデザインのもとで青少年指導協力者養成講座は開講されたが、実際の運営はどうであったのか。評議会メンバーには、田村春吉(名古屋大学総長)を議長とし、堀 要(名古屋大学医学部助教授)、水野 宏(名古屋大学医学部助教授)、中島俊教(愛知県社会教育課長)等が中心となり、さらに愛知県共同募金委員会会長、ボーイスカウト、YMCA など、青少年団体関係者も加わった。評議会が実施責任を負い、資金は共同募金委員会が提供することとした(水野、前掲、鈴木『占領期東海の世界教育 - 証言と資料 -』)。

講習会の参加者募集は、①定員は男女それぞれ 15 名、②年齢 23 歳以上、③高等専門学校又は大学卒業、④修了後、県内で青少年指導協力者として専任で携わること、給与は月額 5,000 円を支給、という条件で一般公募した。その結果、男性 16 名、女性 14 名が選抜された。職業は、無職、家事各 5 名のほか、僧侶、教員、事務員各 4 名、農業 3 名、商業

2名、公吏、保健婦、製図各1名であった（水野、前掲）。

講習期間は、10月8日から11月末までの約2か月にわたり、11月17日～23日の文部省主催の中部地区青少年指導者講習会（IFEL）への参加もこの日程に含まれていた。名古屋大学法学部開設予定校舎（旧六連隊跡）を会場とし、合宿が行われた。

講義内容は、青少年の心理、演劇、公衆衛生、討議法、議事法、グループワーク、レクリエーション、社会福祉、不良化防止、広報活動等であり、講義のほか、討論、実習、見学などが重視された。講師は、軍政部関係者（スパンサー、カウウン、ハフラノスカス、パルモア、プリトン等）、日本の大学関係者、愛知県関係者、青少年団体指導者等であった。講習全体の指導助言は実質的なプロモーターでもあった愛知軍政部スパンサーが担当した。

しかし、この計画は予定の閉講式（11月23日）を俟たずして実施途上で突如中断した。中心的役割を果たしたスパンサーが岐阜軍政部に転任したからである。この推進役のスパンサー不在が計画の進行を困難にしたのであろう（鈴木、前掲）。

受講者は、閉講後、2～4名を一組として、県内をブロックに分けて担当し、それぞれの地区内の青少年指導にあたることになった。共同募金委員会は、講習に充当する予定の予算を「福社会館」の建設に充てることの決め、さらに受講者の就職の斡旋に着手した。受講者のうち、4名が愛知県社会教育課に、1名（曾我千代子）が名古屋市社会教育課に、1名（渡辺（鈴木の前姓）満智子）が一宮市社会教育課に派遣されることが決まった。この指導者養成講習とその修了者の地域活動の一連の事業は、コミュニテイ・オーガニゼーション・コンサルタント（Community Organization Consultant）（以下、COC）という。）事業と呼称され、さらに1951年4月にはこれを青少年指導顧問として再編成して以降、名古屋市を含む愛知県内の各地域の戦後青少年教育の開拓者として貴重な役割を果たした、と受講生の一人、鈴木は言う（鈴木、前掲）。なお、鈴木の前青年指導記録はNARA（米国公文書館）において占領文書として保存されている。

## 2 名古屋市社会教育行政組織の再編

1946（昭和21）年4月、国民主権、平和主義、および基本的人権の尊重を基本的三原則として位置づけた新憲法のもとで、戦後最初の総選挙が実施された。改正された選挙制度では、選挙権の有資格年齢を、それまでの25歳から20歳に、被選挙権の有資格年齢を30歳から25歳に引き下げ、女性に選挙権・被選挙権を与えた。また、同年11月には新憲法が公布され、いよいよ戦後民主化の抜本的改革が着手される。こうした国家的大事

業に備え、日本政府は、男女新有権者に対して公民としての啓発・教育の普及徹底を図った。その一環として、まず公民教育講座指導者講習会が開催された。さらに、こうした事業を展開するために、すでに前年11月6日、文部省は都道府県に社会教育を所管する部局を設置する機構改革を示唆していた(文部省次官通達)。この通達に応じて47年6月1日、名古屋市では社会教育課が独立設置され、初代課長には加藤善三(のちに教育長に就任)が就任した。また、同課には公民、文化、婦人、青少年の四係が設置された。さらに同年8月には各区にも社会教育課が設置され、同課には社会教育係と広報宣伝係が置かれた。この機構改革に先んじて7月15日、社会教育懇談会が開催され、社会教育委員会設置をはじめ、各種の社会教育の課題について審議された。その結果、8月1日、名古屋市社会教育研究委員会が設置され、同委員会は10部(総務、成人教育、婦人教育、青少年教育、労務教育、芸能、図書教育、視覚教育、教化、体育)から構成された。同委員会の提案により「社会教育課に関する事項を調査審議する」にために、社会教育委員を市長の諮問機関として設置することを計画し、同委員会の議を経て、49年11月1日、名古屋市社会教育委員条例が制定された(『名古屋市教育要覧』昭和24年版)。この条例は次のとおりである。

第一条 社会教育法第十五条の規定に基づき、本旨に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第二条 委員の定数は、十人以内とする。

第三条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 教育委員会は、特別の事情がある場合、任期中でも委員を解嘱することができる。

委員で社会教育法第十五条第二項第一号又は第二号に該当する者は、その職又は地位を失うと同時に委員を解嘱せられたものとする。

第五条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から、これを施行する。

上記の条例とともに名古屋市社会教育委員会協議会(以下、協議会という。)規則が定められ、協議会は「毎月一回又は必要に応じて会長が招集する」こととし、原則的には「委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない」とされた。

遡れば1947年3月31日に教育基本法が制定され、ついで48年7月に教育委員会法が制定され、49年6月に社会教育法、その翌年4月に図書館法、さらに1951年2月に博物

館法が制定され、国の社会教育法制の基本が整うこととなる。これらの一連の法整備に対応して、名古屋市では、1949年7月に社会教育課は新たに発足した教育委員会(48年11月)事務局に位置づけられた。同課は文化、成人、視覚の3係を置き、所管施設として2図書館、3図書館分館、1公民館、そして徳川園結婚式場を有した。さらに区社会教育課は教育委員会区事務局(事務局長は区長兼務)を教育課と称し、市区一体となって社会教育行政を担うこととした。なお、PTAは学務課、市民体育は厚生課が所管することとなった(『名古屋市教育要覧』昭和24年版)。

教育委員会の諮問機関として最初に委嘱された社会教育委員は、学校長1名、団体代表(PTA、一般成人、婦人会、文化)4名、学識経験者2名、計7名であった。50年2月に開催された第1回社会教育員協議会の審議は、図書館、博物館、公民館等、社会教育施設の建設促進を中心とする社会教育振興のあり方についてであった。協議会が提案した社会教育振興策とは次のようなものであった(同上)。

第1に、社会教育協力委員制度の設置である。当時この計画の策定にあたった加藤善三はこの制度のそもそもの発想を次のように語っている。

「本市におきましても、制度発足以前すでにPTAをはじめ、青少年団体、婦人団体、あるいは地域社会教育委員会や学区社会教育協会等の組織があり、それぞれの立場から、かなり活発な活動をすすめていただいていたのでありますが、団体相互の連けいとか学区全般の総合的社会教育のあり方という点では、いまだしの感がありました。

また、行政の立場から見ますと、それらの活動の足場となり施設らしいものもなく、指導助言の任にあたる市や教育委員会の職員も少なく、条件整備は思うにまかせないのが実情でありました。

こうした状況を打開し、地域に根をおろした社会教育活動の展開をはかるために、地域の指導的なひとびとの協力をあおぐ必要性が痛感されてまいったのであります。そこでまず、民主的な社会の教育に必要な知識と技術を体得していただき、学区の実情に即した社会教育計画の立案やその実施についてご配慮を願う、いわば民間社会教育指導者の養成をはかること、そのためには半ば公共的な立場を明示することがよいであろうと考えられ、ここから社会教育協力委員制度の構想がでてまいったのであります。」

(加藤善三「社会教育協力委員制度について」「10年のあゆみ社会教育協力委員制度」名古屋市教育委員会、山田ほか、前掲)

加藤は、全市的な社会教育調査(47年12月15日)結果を踏まえ、この制度の必要性を、

まずは「地域に根をおろした社会教育活動」の必要性を前提としたうえで、「今後の社会教育のあり方」を、①技術革新の時代への対応、②高齢化に向けた学習、趣味の体得、③家庭教育、④マスコミの発達への備え、そして⑤地域の共通の課題を協力して解決していく隣組、町、学区の人間関係づくり、の5点に求めている（加藤、前掲）。試案は次のように言う。

#### 社会教育協力委員制度の設置

##### (A) 性格

市教育委員会の依（ママ）嘱に依るもので、市の社会教育行政の協力機関である。

##### (B) 依嘱の方法

- (1) 学校長、教官、社会教育関係団体関係者、児童委員、学識経験者の中より民主的な方法により、約 2,000 名程度を依嘱する。
- (2) 社会教育に関する研究集会を随時開催し、その出席状況により逐次発令する。
- (3) 委員の任期は、2 年とする。

##### (C) 任務

- (1) 地域社会の社会教育実態調査に関すること。
- (2) 地域社会の情報の交換に関すること。
- (3) 地域社会の総合的社会教育計画を樹立すること。
- (4) 市の社会教育事業に関する弘報宣伝並びにその事業の浸透情况及び評価に関すること。
- (5) 地域社会の社会教育関係団体の健全育成（ママ）の協力に関すること。
- (6) 市の主催する社会学級若くは学校拡張による書講座の委託経営若くは協力に関すること。
- (7) その他地域住民の文化的教養を高め得る環境の醸成に努めること。

##### (D) 運営

- (1) 委員をして社会教育指導者としての資質を与えることを当面の努力の目標とする。
- (2) 学区、区に委員を中心とする連絡会議をもつ。会議に要する経費は予算の範囲内で市教育委員会が負担する。
- (3) この制度は昭和 25 年度を準備期間とし、昭和 26 年度より実施する。

（「社会教育委員協議会議事録」1950 年 7 月 7 日、山田他、前掲）

上述のように、社会教育協力委員制度は地域の総合社会教育の強化充実を図るとともに、

実質的には戦前の内務行政への翼賛組織化した町内会に代わって構想されたものであった。そこには町内会が国家主義的な体質を内包することを懸念した GHQ の町内会廃止令（ポツダム政令第 15 号）を回避するねらいがあったと考えられる。言い換えれば、社会教育を前面に出し、強調することによって町内会を想起させないよう配慮されていたと言ってよい。翌年 8 月 10 日、社会教育協力委員（準則）は規定化され、1954 年の委員には、全区の合計で 3381 名（女性 317 名）が委嘱された。

社会教育委員が問題提起したもう一つの提案は以下のような「社会教育施設の設置について」の問題であった。これは全委員の合意ではなく、7 名の委員による公民館建設に関する社会教育委員協議会の決議上申であった。そこでは、「本市に於ける社会教育浸透方法につき調査研究をなし、一応の結論として社会教育協力委員制度の設置方につき善処されんことを非公式にお願いした次第であります。これと併行して本市の社会事業全般について協議研究の結果、本市社会教育事業の円滑な遂行のため、左記理由により公民館の設置が極めて喫緊であるとの結論を得ましたので、ここに本書を提出し、その善処方を要望する次第であります」と述べられている。これに対して協議会では次のような合意に達し、あわせて市当局に要望した。すなわち「社会教育課の所管する一定の施設亡（ママ）きため、教育館、各学校、その他の官公私立施設の空間を随所随所に臨時借用するのやむなき情況」と社会教育固有の施設のないことを憂慮し、「ここに於て全市的な社会教育事業遂行のため、中央公民館の建設の必要を認める」ものであり、「又同時に青年会、婦人会等の社会教育関係団体の活動の本拠を提供してその健全な活動を促すとともに、義務教育を終わり社会人となった青少年に対して計画的、組織的に継続教育をする場として、又青少年不良化防止の基本的な施設として地区公民館建設の必要を痛感する」と述べ、「五ヶ年計画を樹立し、中央公民館及び区に概ね一ヶ所の公民館建設を当面の目標として建設計画及び予算の計上に格別のご配慮を願って止まない」と要望している（「社会教育委員協議会議事録」1950 年 8 月 14 日、山田他、前掲）。

上述の問題提起（要望）は委嘱されて間もない数名の委員が地域の実情を把握し、地域では社会教育の拠点が不足しており、そのことが市民各層の活動を不十分ならしめていることを察知し、施設の建設こそ喫緊の課題と理解していたからであろう。これを契機に名古屋市社会教育の解決すべき大きなテーマとなった。

社会教育協力委員制度は各区における社会教育活動と一般行政や地域活動を連携させる役割をより顕著にした。そうした傾向をより強固なものにしたいという教育委員会区事務

局機構改正に関する陳情(要望)が、1953年4月17日、区長会から教育委員会宛て提出されたのもそのためであった。それは、「教育委員会区事務局を廃止、当該事務局を区長に委任する」とし、「区に社会教育課を新設」し、「区長は一層社会教育事務に責任と熱意をもつ」ことによって、「区を中心とした教育行政に一貫性」が生まれ、「社会教育が一般行政と有機的な繋がりが出来る」という考え方であった(『社会教育委員協議会議事録』名古屋市教育委員会宛陳情、53年4月17日、山田他、前掲)。このような区政からの要望・提案は一般行政とくに区政との一体化をはかる総合社会教育(行政)へと方向づけられ実現されていく。その半面、社会教育(行政)の独立性が弱体化していったことは見逃されてはならない。

### 3 社会教育事業の開始

#### (1) 公民教育・憲法普及運動

「総選挙ニ対処スベキ公民啓発運動実施ニ関スル件」(1945(昭和20)年11月29日、閣議決定)により公民啓発運動が始まった。戦後初の社会教育事業は公民教育講座指導者養成講習会であった。まず1945年11月4日、新有権者に対する公民教育普及講習会が開催されたのを皮切りに、45年12月上旬から下旬にかけて公民教育普及徹底講習会が明倫中学校(現在の県立明和高校)などを会場に、小出孝三(文部省教学官)を講師に、県内三か所(尾張、西三河、東三河)において開催され(『愛知県戦後教育史年表(昭和20年～昭和40年)』)、翌年1月、新憲法精神普及及び教養講座が委嘱された。

ついで実施された社会教育事業は新憲法精神普及徹底運動であった。45年9月14日、県教育民生部長から県内地方事務所長、各市長及び学校長宛て、文部次官通牒「新憲法精神普及徹底運動実施準備について」が移牒された(『愛知県公報』1946年9月)。

名古屋市では同年12月21日に宮澤俊義(東京大学法学部教授)を講師に新憲法解説講座が開設され(『中部日本新聞』1946年12月6日)、47年8月22～24日、文部省、憲法普及会、愛知県、憲法普及会愛知支部共催で憲法普及夏季大学が開校され、横田喜三郎(東京大学)、市村今朝蔵(女子大学教授)、有泉透(東京大学教授)を講師に「近代政治思想」「比較憲法論」「新憲法概論」「新憲法特殊問題(家族制度、労働、農村、教育問題)」の講義と質疑が行われるなど(『愛知県公報』愛知県、1947年8月)、46年末から翌年にかけて、新憲法公布(11月3日)を機に公民教育・公民啓発事業が実施された(『名古屋市事務報告』名古屋市、1947年)。

## (2) 指導者養成を方向づけた社会教育研究大会

また、名古屋市を含む愛知県では、1947（昭和 22）年 5 月 1 日、尾張部と三河部に二か所において文部省と愛知軍政部の後援で第一回社会教育研究大会（以下、研究大会という。）が開催された。この研究大会では、県内市町村における常会、学校教育、及び社会教育関係者を対象に民主主義の考え方、団体の組織・運営の技術（グループワーク）について基本的な理解を図るなど、積極的な指導者養成が試みられた。基調講演は CI&E の担当官が「社会教育の目的」「公民館」「PTA」「青少年教育」「労働者教育」「6・3 制」「通信教育」「プログラムの立て方」等について講義し、パネルディスカッションと討議を通して社会教育への興味関心を深めたという。研究大会への参加者（初日 700 人～2 日目 860 人）はそれぞれの地域にその成果を持ち帰り、各地域で研修内容を伝達するといういわゆる「伝達講習会」方式が積極的に採用された（MG Rep.May1947）。研究大会は、とりわけ占領軍の強力な関与と指導下で実施された事業であり、社会教育の民主化方法として重視された。

翌年 10 月 18 日～12 月の間の 7 回にわたって、名古屋市独自の社会教育研究大会も開かれた。この研究大会では次のような講師陣による講義が行われている。主要な講義は、「社会教育一般について」（杉田直樹・名古屋大学医学部教授）、「教育基本法と新学制」（遠藤邦三・名古屋市教育館長）、「児童心理と社会教育」（岸本謙一・名古屋大学医学部）、「公民館の運営について」（寺中作雄・文部省社会教育部（ママ）長）、「公民教育について」（蠟山政道・評論家）など、いずれも日本人講師によるもので社会教育に基礎的理解を得るために必須の講義であった。また、名古屋市では、六つの区ごとに「社会教育は如何にして行うか」、「公民館の建設について」、「家庭生活の根本的改造」などの講義が行われている（中山恵子「占領下の文部省と名古屋市の婦人教育」『東海社会教育研究会会誌』第 19 号）。

愛知県における研究大会に戻そう。第三回研究大会(49 年 5 月 28 日～30 日)は、名古屋・尾張部では次のような日程のもとで行われた。

### 第 1 日

- ・軍政部講演 愛知軍政部バーディック中佐
- ・愛知県における社会教育の現状 主催者（愛知県）
- ・地方の民主化促進の方途（陪席討論）青年団代表、地方指導者、公民館長
- ・レクリエーション
- ・議事の進め方（実演） 団体代表者

- ・社会教育団体の運営をいかにするか(分科会討論) 一次の5部会で討議 ①都市における団体の運営について、②婦人団体の運営について、③青年団の運営について、④PTAの運営について、⑤社会教育委員の活動について

## 第2日

- ・社会教育法について(講演) 文部省
- ・社会教育の発達を妨げているものは何か(陪席討論) 市町村長、教育委員、社会教育委員、PTA代表
- ・レクリエーション
- ・社会教育施設はいかに利用されるべきか(講壇式討論) 公民館長、図書館長、学校長、PTA会長
- ・社会教育団体の運営をいかにするか(分科会討論) —前日に引き続き行う。

## 第3日

- ・成人教育をいかに実施するか(陪席討論) 受講者代表、婦人会代表、社会教育委員
- ・文化財に対する国民の関心を如何にして高揚するか(講壇式討論) 杉田直樹、放送局、中島俊教
- ・レクリエーション
- ・如何にして生活を改善するか(陪席討論) 地方指導者、青年団、婦人会各代表

研究大会は第四回(1950年)で終了し、51年以降は社会教育振興大会(以下、振興大会という。)と装いを変えて継承された。

初回の振興大会について見ておこう。1951年8月3日～9月5日、第1回振興大会が愛知学芸大学(名古屋地区)で開かれた。この大会は、講和後の社会教育のあり方を探り、その後の社会教育の動向を占うものであった。大会で協議され、まとめられた合意事項は次のとおりである。①新事態に処す成人教育の充実のために、国、県、市町村が強力な施策を講ずる。②学級開設のための指導者、講師養成と県当局の配慮による無料巡回の方法をとる。③団体の育成、関係団体に公費補助の途を講ぜよ。④青年学級を義務設置せよ。⑤社会教育は社会の現実に即し、国家及び社会の理念実現のための成人教育活動である。⑥講和による国家の自立を契機として思想、政治、道義、秩序の上に相当な変改と動揺が予想される。真の民主主義を確立し、正しい社会秩序の確立のため、新生活運動の展開が必要である。⑦社会教育機構の改善強化として社会教育委員は単なる諮問機関でなく、実行機関としての指導性を持つ。社会教育主事設置のために国家・県の財政助成が望ましい。

社会教育指導者のために研修の機会を充実する。

占領後の愛知県や名古屋市での社会教育は上述の7点にわたる合意事項が示す方向への転換を試みるが、同時に、名古屋市独自の研究大会で明らかにされたさまざまな問題点や課題に取り組むことになる。

### (3) ナトコ映画の上映とその影響

また、戦前の国家権力による上からの国民教化の残滓を払拭し新生日本のへの国民意識高揚の有力な手段として映画による宣伝教育が選択され、占領軍・軍政部の指導監督下、16ミリ映写機による巡回映画の上映事業（以後、ナトコ映画という。）が積極的に実施された（阿部彰「対日占領における民間情報政策－「ナトコ」による啓蒙活動の実態と背景」『大阪大学人間科学部紀要』第9巻）。これも1946年末からその翌年まで全国一律に強行された占領政策の一つであった。

1946年10月、文部省通達「連合国軍総司令部貸与の十六ミリ発声映画の受入について」が公にされ、愛知県は、47年9月から10月にかけて映画を始め演劇脚本、幻灯画、紙芝居の検閲を受検するようにとGHQより指示を受けた（『愛知県公報』1947年9月、10月）。ナトコ映画はさらに48年には一大事業に発展する。CI&E映画のいくつかのタイトルをあげれば次のようである。

「新しき出発」「アメリカの手引き」「平和への意識」「アメリカ便」「アメリカの公共図書館」「ユネスコ」「より良き6月11日」「米国西北洲」「11月の火曜日」等

こうしたタイトルからもCI&E映画がアメリカの政治、経済、歴史、自然、文化、教育、社会状況、市民生活など、その理想的なありようを内容とするものであり（富永次雄『視聴覚教育要覧（1952年版）』）、それらが日本人の生活観や社会観などの意識変革を企図していることが明らかである。

占領軍はCI&E映画とナトコ映写機を各県に貸与し、市町村レベルまで上映会への参加者数をノルマとして指定した。ノルマを達成したかどうかの報告を検証する軍政部の監督はかなり厳しかったようである。かくてナトコ映画は敗戦直後の文化・娯楽の貧しかったころだけに一層のこと多くの地域で普及した。ただし、その後CI&E映画はアメリカの社会生活や文化が過剰に絶賛されているだけでなく、当時の日本の実情には必ずしも適当とはいえないという理由で日本人の制作した映画に代わっていく（新海英行「占領期社会教育とナトコ映写機・CIE映画」『香川大学附属教育工学センター研究報告』第4号）。さらにはアメリカの極東政策の転換の中で冷戦を肯定するCI&E映画に対して次第に民

意は離れ、日本で制作された映画が好まれるようになった(阿部、前掲)。映写機も大型で重量もあるナトコ映写機よりもより簡便なものが名古屋市の電気製品メーカー(エルモ社)によって開発され、広く普及した。また、視聴覚教育に関する全国的な会議・大会が愛知・名古屋でしばしば開催されたのも偶然ではなかった(『名古屋市教育要覧』昭和24年版～27年版)。こうした事実も愛知・名古屋では映画や視聴覚教育への関心がいかに大きかったかを物語っている。

#### (4) ナトコ映画から家庭映画会に発展

名古屋市ではどうであったか。まず1946年以降、16ミリ映写機の操作技術講習会が開講され、48年には、ナトコ映写機が2台配給されている。そのさい、①月20回以上の上映、②上映直後に討議の時間をもつこと、③報告書を提出すること、が要請された。劇場や映画館が会場として設定され、まず愛知軍政部CI&E担当官が挨拶を行い、そのあと短編映画が上映され、さらに討議(話し合い)が行われた。CI&E担当者は昼夜2回にわたって各地を巡回したという。その結果(参加者数、討議内容等)は逐一報告書の形で市当局を経て軍政部に提出された。市の担当職員は自動車を自由に調達できる余裕もなく荷車やリヤカーで映写器具を運搬することも珍しくなかった。会場はどこでも満員であったという。(勅使逸雄氏(当時名古屋市西区社会教育係長でナトコ映画を担当)へのインタビュー記録)。例えば、47年4月20日、市内各所で「より良い明日」「11月の火曜日」「ノースウエストのアメリカ人」の上映会に21,254人が参加している(MG Rep. Sp, May1947)。この事業は占領期中、とくにその後の映画ブームの潮流をつくりだし、さらに社会教育活動としても継承された。それが家庭映画会である。

ナトコ映画の上映活動を重ねるにしたがって、映画を見た後の話し合い、映画の鑑賞指導の推進、隣組単位での映画会、手軽な映写機の確保などの課題が明らかにされ、「家庭映画会」の構想が生まれた。この構想がまず1952年11月にまとめられ、翌年に一部修正のうえ、「家庭映画会実施要項」(山田他、前掲)として定着する。同要項はつぎのとおりである。

#### 家庭映画会開催要項

##### 一、趣旨

手軽な映写機により、手近かな場所で、気軽に話しあえる家庭映画会を組織的に継続的に実施して楽しい雰囲気のうちにも本市社会教育目標の理解を深めるとともに自ら実践意欲を高める機運を醸成する。

## 二、目標

1. 映画から新時代にふさわしい知識と感覚を吸収する。
2. 映画を中心として楽しく自由に話しあう事により自己表現の機会を得る。
3. 映画の協働鑑賞と話し合う事によって民主社会の在り方を体得する。
4. 自ら計画する家庭映画会を社会道徳高揚の足場とする。
5. 相互の親睦を深め明朗で文化的な地域社会建設の基盤とする。

## 三、開催要項

1. この会は学区協力委員会が主催する。
2. 対象はおおむね成人として全員が十分話しあうために二十名以内とする。
3. 主として個人の家で開催する。
4. 映写機は小型、フィルムは文化、科学及び短編劇映画を用いる。
5. 開催回数はおおむね月一回が適当である。
6. 映写時間は会を成功させるため1時間以内、話しあう時間も1時間以内が適当である。
7. 参会者の出易い時間を十分考慮する。
8. 映写終了後は必ず適当な方法で話しあう機会を作る。

## 四、運営（運営は学区協力委員会が次の要領に従いこれにあたる。）

1. 家庭映画会の趣旨を周知させ学区内の家庭映画会に対する協力的な機運を促進する。
2. 学区内家庭映画会の開催を計画する。
3. 司会者や映画技術者の養成にあたる。
4. 概ね月一回、運営委員、司会者、技術者を対象として区ごとに試写会と研究会を開催する。
5. 市、区の連絡にあたりと共にフィルム及び映写機の保管責任者となる。
6. 学区内の開催状況をその都度区に報告する。
7. 時には学区単位の映画会も開催し、レクリエーションの場とし又は多人数を対象とする公開討議等の企画もする。
8. あらゆる会を気軽に楽しく参加できるよう十分の注意をする。

### ○参考（略）

この要領にもとづく普及・実施状況はどうであったのか。まず家庭映画会に不可欠な

映写機の普及状況である。市は1952年度には9台を所有していたが、53年度には25台、54年度には41台、55年度は87台と年を追って増加した。さらに、55年度の家庭映画会の実施状況を見ると、市内の総会数は、7,837回、参加者総数は、195,019人であった。担い手である社会教育協力員の活動が盛んな区ほど事業も活発に展開されたようである(名古屋大学社会教育研究会「名古屋市における家庭映画会」名古屋市選挙管理委員会、1958年、山田ほか、前掲)。

### (5) 青年学級の開設と拡充

1948(昭和23)年4月、約10年にわたって初等教育後の補習教育機関であり、軍事教育機関でもあった青年学校が廃止された。青年学級は、当初は青年学校に代わる青年の学習機会として、また敗戦後の困難な生活・労働環境の中ではあれ意欲的に生きていこうとする勤労青年の学習要求を背景に創生した自生的な青年の学習活動であった。こうした活動に着眼した行政機関が公的な社会教育として組織化し、またたく間に全国各地に普及した。青年学校の廃止が決定されると青年学級への改組が始まった。青年学級は青年学校とは異なり、青年の自主的参加による学習活動であり、青年団のグループ活動と表裏一体の関係にあった。48年8月14日、教育刷新委員会が「青少年の社会教育の振興について」建議し、①青年学級の設置主体は市町村の社会教育機関であり、②対象は義務教育を終了した17～20歳の男女青年、③講師は民間の専門性のある人、④教科は公民教育と実業教育、⑤授業時間は最低210時間以上、とされた。47年10月、名古屋市では、工業技術学校5校、商業実務学校7校、実科学校8校(いずれも職業系青年学校)が青年学級に改組している。53年には青年学級は法制化され、年、地方を問わず全国的に普及する。名古屋では青年学級は中小企業における勤労青年を対象とする学級(繊維問屋組合や中川鉄工組合の青年学級)をはじめ、比較的商工業の実業領域でもひろがったが、次第に高校進学者の増加に伴い、青年学級は減少していく。一方、青年学級を拠点にさまざまな学習グループ・サークルに発展するケースも少なくなかった。やがて高度経済成長期に都市型の勤労青年サークル活動に深化するルーツの一つにもなったといえよう。

### (6) 社会学級の開始と普及

愛知では、1951年学級講座の初発はまず母親学級であり、これを継承した社会学級であった。社会学級は、小学校を会場とし、男女成人を対象とする成人教育事業であったが、実質的には女性を主体とする事業であった。社会学級は、47年11月4日、愛知県よりその開設を要請する通知が県下市町村宛て示された。名古屋市も同様の通知を受け、全

市的な社会教育事業としてスタートした。1947年～48年段階の社会学級は婦人教養施設として位置づけられ、「新時代の女性として或は家庭の主婦として又児童生徒の母として婦人の任務の重大なること」を踏まえてその目標が設定されていた。それまでの実質的にその前身であった母親学級を含め、女性のみを対象とする学級講座には少なからず性別分業意識に立つ女性観や家父長制社会の残滓が窺えただけにいうまでもなく愛知軍政部にはきわめて不評であったので、その意向を受けとめて対象を男女一般成人とし、学級名を変更し教育内容も男女を平等に想定する内容に再編成し、装いを新たに企画されたものであった。

一般的には、社会学級の実施方針は、「男女すべて人の開放する」事業であり、「民主的訓練に重点を置き、「都市、農村等の地域性に適応する」ことをねらいとし、教養、団体、家庭、産業の講義と自治会活動、レクリエーション、討議の実習から構成されていた（「成人教養施設「社会学級」開設依頼について」愛知県教育委員会教育長発、各市町村長宛、1949年6月）。カリキュラムの具体例をあげてみよう。例えば、「新憲法の生活化」「地方自治の問題」「経済の現状」「民主主義の理解と生活化」「新教育について」「生活の合理・科学化」「家庭教育」「衛生問題」「青少年不良化問題」等が各地の学級のほぼ共通する講義テーマであり、討議とレクリエーションも必ず行われた。さらに、51年4月23日、愛知県教育委員会は「社会学級・青年学級の開設奨励について」県内市町村宛通知し、社会学級は「各公民館又は小学校に依（ママ）嘱し、できるだけ全面的に開設するよう奨励されている。これを見ても、その内容は生活者の生活にかかわる教養の修得が尊重されるなど、母親学級の後身としての性格が少なからず残存していたことが看取できる。名古屋でも参加者の多数は女性（主婦）であり、討論が重視されたとはいえ、いまだ講師の講義中心の典型的な承けたまわり学習に終始したという。

1950年半ば以降、婦人教育の充実策の一つとして、文部省委託婦人学級が着手され、名古屋でもこれに倣う指導施策が講じられ、さまざまなグループ・サークルが各所に組織されるようになる。

### **(7) 成人学校による総合的生活学習**

生活者・一般成人対象に成人学校が普及した。これまでの婦人学級、生活学級、青年学級を統合し、計画的、組織的、継続的に成人教育の目的を達成するために、51年5月、アメリカのアダルト・スクールをモデルに成人学校が開設された。経済、文化、政治、の役割を市民として果たし得る教養づくりがその目的であった。名古屋市成人学校設置草案

(51年2月)は、「教養の向上、健康の増進、実務の向上、新郷土建設への参加」が目標とされ、教養コース、職業コース、生活文化コースに3区分され、講師は大学教授、言論機関の適任者、学識経験者、小中高校の校長等がこれにあたりとされ(山田順一「総論」『戦後名古屋の婦人教育－回顧と展望－』名古屋市婦人教育史研究会)、51年には2,302名の受講者を数えた。具体的な科目としては、日本文学の鑑賞、科学の新知識、社会生活の解剖、婦人のために社会常識、自動車の整備と運転、テレビジョン受像機の理論と実践、珠算、日本画、洋画、彫刻、洋裁、料理、美容と洗濯等であった(『名古屋市教育要覧』昭和24年版)。戦後初期から経済復興・成長前の時代においては、成人学校や成人教室は勤労市民、とくに女性にとっては低廉で合理的な学習機会を提供した事業であったといえよう。

占領期においては、教育指導者講習会(IFEL)をはじめ、さまざまな指導者講習会が開催された。教育界における指導者の再教育が最優先されたからである。そのうち、もっとも多くの対象者を集め、大きな影響力を発揮したのが、青少年団体の指導者講習会にはかならない。GHQ/SCAPと地方軍政部はYMCA、YWCA、ボーイスカウト、日本青年会等の協賛を得て日本全土にわたって青少年教育指導者講習会を開催し、500余名の優秀な指導者を養成することを目指した。講師は、ドロゼン・サリバン(カトリック大学教授)、ブレイセン・メイスター(米国YMCA連盟幹事)、マーガレット・トーニー(米国ガールスカウト・リーダー)のほか、日本人の大学教授が担当した。その代表例として、1948年11月17日～23日に豊川市(豊川閣)で開かれた文部省主催「中部地区青少年指導者講習会」を見てみよう。これは、「青少年運動の民主化をはかるために」全国各ブロックで実施されたもので、その中部版であった。ここでは、上記の講師のほかに、タイパー、サリバン、ブリースマイスター等によるグループワーク、青年心理、ディスカッション、レクリエーション、青少年運動、成人教育等の高度で実践的な講義と討議が行われたという。ちなみに、この講習会には前述の愛知青少年指導協力者養成講習会の受講者も参加した(水野、鈴木、前掲)。

## 4 社会教育施設の創設と再建

### (1) 公民館の創設

1946(昭和24)年7月5日、文部省次官通牒「公民館の設置運営について」が公にされ、その後名古屋市においても同通牒が移牒され、公民館の設置が早急の課題という通牒の趣旨が市内に伝達された。49年10月14日、公民館建設運動協議会が発足し、名古屋市に

おける公民館設置の必要性を提唱した。この趣旨に同意し、また市内の意見を調査したうえで、社会教育委員協議会では、50年8月14日、一部の委員の建議「公民館に関する社会教育委員協議会の決議上申」を受け、協議会で審議した結果、公民館の設置について合意に達し「全市的な社会教育事業遂行のため、中央公民館の建設の必要を」、そして「青年団、婦人会等の社会教育関係団体の活動の拠点として活動の本拠を提供し、その健全な活動を促すと共に、」「青少年に対して計画的、組織的な継続教育をする場として」「地区公民館建設の必要を痛感する」と述べ、市内への公民館の設置について市長への要望を行っている（「公民館建設に関する社会教育委員協議会の決議上申」、山田ほか、前掲）。

しかし、この提案は結実しなかった。愛知県下の各市町村においても、敗戦直後の貧困な財政状況の中で、独立の施設として公民館を新設することは極めて困難であったので、役所の一室、公会堂、学校施設等の一部が充当されることも珍しくなかった。ときには物的な施設（建築物）をもたない「青空公民館」として発足する場合もあった。予算と物資が制約されていた中で、この年の10月には、県内の公民館数は11館を数えている。公民館はもともと町村を中心に構想され、都市型の社会教育施設ではなかったため、合併前の旧名古屋市内には、西区に1館（49年6月）が設置されただけであった。ちなみに、西区公民館では、49年6月～12月は2,673人、50年1月～12月には4,637人が利用した（『名古屋市教育要覧』昭和24年版）。後年合併された市町村では、守山市、有松町、大高町に設置された。また、本市では、小学校内に教養ルームが設置され、市民の学習活動の場として制約された空間ではあるが、半ば公民館に代わるものとして活用されてきた。名古屋市における公民館（社会教育センター）の地域配置は1970年代後半以降を待たなければならなかった。

## （2）図書館の再建

敗戦直後の地方自治体の財政は劣悪な状況にあっただけに図書館の再建は困難を極めたが、蔵書の大半を失い読書難という苦汁をなめた市民にとっては開かれた図書館の再建及び新設は大きな願望であった。しかし、残念ながら図書館再建のスピードは必ずしも迅速ではなかった。

他方、GHQ/SCAP/CI&Eは図書館再建を積極的に誘導し、これからの図書館のあり方を示唆した。愛知軍政部も、47年9月、名古屋CI&E図書館（のちのアメリカ文化センター）を名古屋市中区大津橋に設置した。その後、県内各所で大学をはじめ、高校、図書館、公民館、役場等、41か所（49年10月現在）にCI&E図書館や読書ルームを設置し（MG

Rep.May,June1947)。そこでは明るい室内で、開架式を採用し、無料の図書館外貸し出しを行い、文化センター(図書館が主体)では無償、開架はむろん、レクリエーション、クリスマスイヴ、感謝祭等、市民への開放と市民サービスを重視する近代的な図書館運営を行い、戦後日本の図書館に大きな影響を与えることになった。

図書館法制定(1950年4月30日)は戦前において長らく「格子」で閉ざされた読書庫であった図書館を利用者・市民に開かれた近代的図書館に転換する画期的なチャンスを与えた。その直後(10月20日)、名古屋市図書館設置条例が公布された。同条例は以下のとおりである。

#### 名古屋市図書館設置条例

##### (設置)

第一条 図書館法の定めるところにより市立図書館を左のように設置する。

名称 市立名古屋図書館

所在地 名古屋市昭和区鶴舞町四三番地

名称 市立名古屋公衆図書館

所在地 名古屋市東区武平長五丁目三番地

第二条 市立図書館(以下、図書館という)には必要に応じて分館を置く。

##### (職員)

第三条 図書館に館長、司書、司書補、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

##### (委任)

第四条 この条例に定めるものの外、図書館の運営に関して必要な事項は名古屋市教育委員会規則で定める。

##### 附則(略)

市立名古屋図書館は、焼夷弾の直撃を受け、建物だけでなく、18万余冊の蔵書のうち、約12万冊を焼失したため、わずかに類焼を免れた1室と書庫1、2階を活用し、8月より館外貸し出しのみを開始した。同館は、1952年8月、名古屋市鶴舞図書館と改称し、同10月、鉄筋コンクリート3階建ての近代的な新館として再建された。同時に図書も10万余冊に増えた。一方、市立名古屋公衆図書館(52年に栄図書館に、65年に西図書館と改称)は幸い被災を免れ、約8万冊の蔵書により閲覧を再開し、ほぼ年間(49年4月～50年2月)約7万人の市民が利用している。同館の利用者は急増し、47年10月から夜間閲覧(21時まで)も実施された。また、市立名古屋図書館では、中区栄(46年10月～48年7月)

を手始めに、東区筒井（47年4月～53年5月）、中村区亀島（48年8月～55年7月）の各小学校内や、西区公民館（49年7月～55年7月）に相次いで分館を開設した（加藤三郎『愛知県図書館史年表資料考説』）。

1947年11月28～29日、名古屋弁護士会館において愛知県及び愛知県図書館協会が主催して図書館職員講習会が開催された。講習内容は、教育上における図書館の使命、公共図書館の経営法、学校図書館の経営法、読書指導法、図書整理法、図書館の設置に関する諸問題等、図書館職員として必要な基礎的専門的なものであった（『愛知県公報』1947年11月）。その翌年3月には、図書館職員実務講習会が尾張部と三河部の二か所で開かれ、分類法、目録法、図書館整理法等、図書館の運営技術を中心とする実務研修が実施されている。

また、私立図書館としては、唐宋の稀観書やわが国の古典書籍を所蔵する大須文庫や「駿河御読本」（家康の蔵書）等を有する名古屋蓬左文庫があったが、50年3月、名古屋市は同文庫の購入を決定した。

戦後図書館のあり方を決定的に方向づけたのは、言うまでもなく図書館法の制定（1950年4月30日）である。同法は、利用者の無償の原則、専門職員によるレファレンスと各種サービス、そして図書館協議会による運営協議を重視する市民に開かれた近代的公共図書館の構築を約束した。同法のもとで名古屋市図書館設置条例（50年10月）が定められ、53年には点字文庫も再開された。

### （3）博物館の始動

名古屋市において博物館が行政上の課題として位置づけられるようになるのは博物館法の制定（1951年12月1日）以降、とりわけ50年代半ば以降であった。名古屋市ではもともと博物館の実績は質量ともに不十分であった。戦後最初に再開されたのは、46年3月17日、東山動物園・植物園であった。（ただし、それらの所管は組織機構上は長年土木系部局に位置づけられ、必ずしも正規の博物館として公認されていたとは言えない。50年には、前者は963点、後者は53,588点の動植物を有していた。）次いで4月1日、徳川園が葵公園と改称され公開された。さらに、私立博物館の一つである徳川美術館は、尾張藩が所蔵した美術品・文化財を保管・展示する一大近世美術館とした。絵画、書籍、図絵、窯製品、漆器、染織品等、約700点の美術品が所蔵し、戦後いち早く再開している（広瀬鎮「戦後愛知県下博物館のあゆみ」『東海社会教育研究会会誌』第20号）。

### （4）文化・体育・スポーツ施設の整備

敗戦直後、これまでの国家主義・軍国主義体制下の精神的、文化的な呪縛から解放された市民は自由で自発的な文化・スポーツ活動を求めた。しかし、いまだ経済復興前の占領期においては、働く職場もなく、食糧難の中で困窮していた市民に文化・スポーツ活動の余裕は十分にはなかった。体育施設（公私を含めて）としては、瑞穂運動場をはじめ、鳴海野球場、八事球場、山本グラウンド、山本競技場が敗戦直後から開場した。大きな変化は国民体育大会がもたらした。1950年には、国民体育大会が愛知県で再開され、多くの会場は名古屋市が提供した。これを契機に市内外の帯域スポーツへの需要が一気に拡大し、施設の整備と指導者の養成等、市体育行政と誕生して間もない市体協の役割が重視されるようになった（名古屋市体育協会『30年の歩み』）。

#### 4 社会教育団体の再編・組織化

##### (1) 青年団体の再編

敗戦直後の喪失感と解放感が入り混じった時代状況の中で、青年たちの自発的な文化・学習活動が芽生え、広がっていった。そこには、価値観を失い、自暴自棄に陥り、退廃的なやくざ芝居もあれば、とりわけ日々生きるための様々な問題の中で葛藤する取り組みや復員青年の故郷への回帰といった動機に裏づけられた地域活動や未来への希望を胸に秘めた前進的で社会革新志向の活動も数多く見られた。全国的な動向にもれず、市内の大半が焼土と化した名古屋でもその活動は目覚ましいものがあった。その典型例が青年団である。1947年度までに、全市で193の青年団、15,093人の会員数を数えた。こうした動きは国家主義的な政策理念をいまだ継承したままの文部省通牒「青少年団体ノ設置並ニ育成ニ関スル件」にもバックアップされ、澎湃と生まれたものであった。各青年団が共通して取り組んだ主要な行事は、駅伝競走、弁論大会、勤労奉仕、敬老慰安会、素人演芸会等であった。なかでも芝居・演芸は盛んであった。（鈴木満智子「お芝居青年団の実態をさぐる」『東海社会教育研究会会誌』第18号）。

青年団活動はそれだけではなかった。夜学会、青年講座等も熱心に取り組まれた。それは、戦時中の学習不足を補う意味で国語・数学・英語等の補習的な学習が少なくなかったが、46年以降、新憲法の公布、総選挙の実施と結びついて民主主義についての学習も活発に行われた。こうした青年の学習活動の広がり背景には、1935年以降存続した青年学校の廃止という事実があった。青年学校は、戦時体制下において勤労青年にとって唯一の学習の場として機能したが、言うまでもなくそこには、国家主義・軍国主義的な教育意図を

もった教育営為とともに青年たちの補習教育・職業教育の貴重な機会となっていたという背景が存在していたことが見逃されない（『愛知県公報』1945年9、12月、46年4、6月）。

県内各地域の青年団が復活再生する中で、46年半ばから翌年にかけてとくに1947年5月（第一回社会教育研究大会）以降、郡市青年団の連絡・連合化と県連合会への組織化の動きが始まる。名古屋市においても、各区の単位青年団連絡・連合化が模索され、47年3月14日、名古屋市青年団体協議会が結成された。GHQは指導者の再教育・養成に真正面から取り組み、民主主義の理念から会議の仕方、団体運営の技術（グループワークの理論と実際）の基本を教え込むとともに、戦前のトップダウンの団体運営、網羅的な活動を批判し、ボトムアップの単位団体こそ活動の主体であり、団体メンバー自身の興味を大切にしたい団体づくりの必要性を強調した。

青年学級は青年にとって、青年団活動にとっても格好の学習の機会を提供した。名古屋市では年間（49年4月～50年2月）、10区（区役所又は小学校）で580名が受講している（『名古屋市教育要覧』昭和24年版）。1953年8月、青年学級振興法が制定され、これを契機に地域青年団では、地域の生活、生産、政治の諸問題を課題に掲げ、話し合いや生活記録で学びあう小集団学習を特徴とする農村青年中心の共同学習運動が盛んに取り組みされた。名古屋においても、商工業に従事する勤労青年による都市型の共同学習運動が広がった。この運動は、やがて50年代半ばには勤労青年の学習サークル活動へと発展していく。他方、労働組合（とくに繊維系企業の全国繊維組合同盟など）内で青年労働者の歌声や生活記録（例えば、四日市東亜紡績の「労文の会」の活動、木下順二他編『母の歴史』）などの勤労青年のサークル活動の深化に比べて対照的であったが、青年学級は高校進学率の上昇もあって、急速に衰退していく。学習活動の自主性の形骸化や学習内容の生活課題からの乖離などがその主要な要因であった。

地域青年団のほかに、軍政部の積極的な指導のもとで、ボーイスカウト、ガールスカウト、YMCA、YWCA等、戦時下ではほとんど活動を停止させていた青少年団体が一挙に再生・復活する。軍政部では、毎月のようにこれらの団体の役員と接触し、会員とその活動内容について動向を報告していることから明らかである（MG Rep. Apr1947, Nov1947, Feb1948, Mar1948）。例えば、ボーイスカウトの再構築、青少年へのサービス機能の役割（MG Rep. May1948）、インタレスト・グループ（MG Rep. Jul1948）、自主的活動の中での自己成長を促すと「ユースデイ」（子どもの日）への助言（MG Rep. Aug1947）、COCへの期待（MG Rep. May1949）などがそれである。

敗戦直後の青少年活動の活発化の背景には、YMCAの再建(1946年)とYMCA会館の設立という事実も見逃せない。その活動内容は、英語教育をはじめ、レコードコンサート、ダンス等のレクリエーション活動に多くに青年たちが参加し、自由で解放的な文化を受容する契機を一挙につくり出した(吉村欣治『名古屋YMCA60年史』、『社会と教育』第167号)。名古屋に限らず全国的にグループワークを普及定着するためにYMCAやYWCAの果たした役割は大きかった。

## (2) 婦人団体の再編成

日本の民主化にとって、女性の地位向上は必須の要件であった。占領軍は、ことのほか女性への民主主義の啓蒙と、婦人団体の民主的再編成を重視した。それでは占領軍や軍政部の婦人団体をどうとらえ、指導しようとしたのか。その経緯からみると、次のようである。まず1947年8月に東海北陸軍政部のホスキンの婦人教育を担当し、愛知県下各市、地方事務所単位の社会教育担当者に婦人団体の育成の協力を求めている。翌年11月、愛知軍政部婦人教育担当者にルース・デービスが就任し、その後、デービスの指導下で婦人団体づくりが進められた。その具体例の一つであるが、同年12月20～23日、第一回婦人団体運営技術講習会が名古屋市ほか3地区で開催された。この講習会は旧大日本婦人会幹部と女学校の女教員を対象に団体の運営技術を研修し、その研修技術を各地方に持ち帰り、末端の団体に伝達するというものであった。婦人団体指導者講習会の伝達講習は49年1月13～18日に行われている。テキストには『会議の知識』を使い、その内容は、規約・選挙手続き、役員及び会員の職務・討論技術・議会運営法、委員会及び委員会の機能・プログラム企画、クラブ・連合会・郷土社会中心の実施計画等というものであった(前田美稲子「終戦直後の婦人教育の世界－総論－」『東海社会教育研究会会誌』第19号、近藤武子「地域婦人会の活動－昭和区を中心に－」『戦後名古屋の婦人教育－回顧と展望－』)。その後、同年6月14日、名古屋市でも反省会を開き、婦人団体の運営のあり方について意見交換している。さらにMGは婦人会のオフィスを役所から撤去(MG Rep. Dec1948)、選挙活動への主体的参加(MG Rep. Oct1947, MG Rep. May1949)等呼びかけなど、婦人団体へのMGの働きかけが多々あった。

さらに軍政部の婦人団体観への理解を深めるために、東海北陸軍政部(民事部)と愛知軍政部に所属した婦人教育担当者(リー)の講演記録(「婦人団体の現状と諸問題」社会教育参考資料集第5集、山田他、前掲)を見てみよう。以下はその抜粋である。

日本における婦人会の一考察

「・・・婦人は個人で考えるよりも、集団的な考え方を重んじている。しかし婦人は個々の人間として考えるべき時が来ている。地域婦人連合体は、個々の団体に重きをおかず、連合体そのものに重きをおき、連合体に属していながら連合体の実際を知らない。その一例として、会費を支払うがそれによる利益は余りない。ここ二、三年来、婦人会を民主的に運営するために、会則を作り、役員を選挙しプログラムをたて、レクリエーションを重んずるようになった事はよい事である。戦時中における婦人団体は地域婦人会のみの観があったが、現在は他の団体も社会的に必要であるから、婦人達は出来る限り多くの団体が活躍するようにすべきである。

婦人団体に強調すべきこと。

議事法について婦人団体は実践していないが実行するようにつとめること。

団体のプログラムを特に考えて行うこと。

レクリエーションをなしそれを通じて民主主義を習うようにすること。」

ここに見るように、女性の個人としての自立的な考え方の必要性を前提に、連合組織に依存するのではなく、婦人団体の民主的運営のあり方が強調されている。

愛知県では、まず軍政部の働きかけで、46年11月17日に婦人団体指導者講習会を開催した。県内各地から旧婦人団体幹部小学校、女学校の教員経験者などが出席し、民主主義の基礎的な考え方や団体運営の技術について研修した。45年末にはまず母親学級が開設されたが、軍政部の指導（46年9月）により男性も参加できる両親学級と改称され、さらに一般成人のだれもが参加できる社会学級に変更された。それは、前述のように、形式的には男女成人を対象とする小学校開放講座であったが、実質的には女性の参加者が多く、その内実は教養形成と生活合理化のための学習を中心とする婦人（母親）学級であった（近藤武子「単位婦人会の活動（名古屋市）」『東海社会教育研究会会誌』第19号）。総じて、こうした学級講座では、視聴覚教材を採用し、討論に誘導するなどの教育効果をもたらす学級も少なくなかった。

1947年9月に県は名古屋市及び大学婦人協会愛知支部と共催し、東海北陸軍政部及び愛知軍政部の後援で夏季婦人教室を開催した。この教室では、「世界情勢」（白川東海新聞記者）、「こどものころ」（杉田直樹名古屋大学教授）、「新民法と婦人の地位」等の講義が行われた（同上）。1951年には団体とその会員数は、103団体、95,626人であった。

地域婦人団体に占める中心的な団体は地域婦人会であった。戦時下で組織され、銃後の守りを担う大日本婦人会（愛国婦人会や国防婦人会）の地域組織が改組されたもののほか、

同様に戦時下に創設された母の会等が、48年以降次第に地域婦人会に改組されるに至った。以下、単位団体をはじめ、それらを連合した団体の結成の経緯を見てみよう。

まず、名古屋では単位団体としての地域婦人会は、占領期にあって、上述のようなさまざまな講習会に参加しつつ新たな婦人会が組織化されていく。地域婦人会の組織化はおおよそ47～49年がピークであった。地域では1小学校区に1団体の婦人会が結成されていた。51年には、103団体、95,626人の会員を擁するに至り、その活動は、婦人の教養向上、親睦、家庭生活の合理化、婦人の地位向上を目指すものが少なくなかった(60年には115団体、11,966人に発展)。そこでは、社会教育活動とともに一般行政と直結した活動も顕著であった。いいかえれば民生と保健にかかわる行政の公的業務の下請け的な役割を担うという戦前の地域婦人組織に近似した活動が次第に定着していく。

地域婦人会の組織化の後を追うかのように婦人学級が発足する。草創期の地域婦人学級では、どのような活動が取り組まれていたのか。例えば、瑞穂の地域婦人学級では生活学級が区役所主催で開催され、育児、衛生、衣、食、住、電気、ガス、食糧問題等をテーマに毎週水曜日、1時間半～2時間、開催された。また、指導者講習会にもよく参加し、「民主的婦人団体」をテーマに話しあい学習に取り組んだ(近藤、同上)。単位婦人会の各地に組織されると、それらの連携・連合化が計画され、実現に至った。

1948年7月11日、単位地域婦人会を中心とした婦人団体の連合組織である名古屋市婦人団体協議会(以下、市婦協という。)が結成された。会則案の概要は次のとおりである。

#### 名古屋市婦人団体協議会会則案

第一条 この会は名古屋市婦人団体協議会と称し事務所を名古屋市役所教育局社会教育課に置く。

第二条 この会は市内各婦人団体相互の連絡を計りその自主的活動を促進することを目的とする。

第三条 この会は前条の目的を達するために左の事業を行う。

- 一、全市の婦人団体が協同して行うを適当とする諸事業の企画
- 二、婦人団体の運営に関する研究、指導及び援助
- 三、婦人団体幹部の素養の向上
- 四、各婦人団体間の情報の交換
- 五、その他この会の目的達成に必要なこと

第四条 この会は左の者で構成する。

一、地域婦人団体各区代表者

二、職能的婦人文化団体の代表者

以下、第五条～第十三条、附則は略

社会教育委員協議会は、審議の結果、職能的婦人文化団体は地域（区）に組織と活動の根拠を持たないためであろうかこの市婦協の構成員にはなじまないという理由で職能的婦人団体を定めた第四条第二項は削除され、そのうえで採択された（中山恵子「愛知県における婦人教育（1）」『東海社会教育研究会』第19号）。

1951（昭和26）年9月には新たな婦人団体も誕生した。各種婦人団体は結集し、名古屋市クラブ婦人団体連絡協議会（以下、クラブ婦協という。）を結成した。ここに結集した団体は、新日本婦人同盟（50年に日本婦人有権者同盟と改称）、名古屋YWCA（キリスト教女子青年会）、慈愛会（浮浪児・売春婦の更生保護運動組織）、婦人民主クラブ愛知支部（女性の地位向上、平和運動の情報交流）、東海地区大学婦人協会、中部主婦の会、母の会、トースト・ミス・クラブの8つの組織であった。そのねらいは婦人の学習と活動の自発性と自立性を志向する新たな婦人の組織化を表明するものであった。地域婦人会が家庭や地域の生活合理化を中心とする活動に取り組んだのに対して、クラブ婦協は個人個人の自己実現をめざした学習活動に主力を投じたといえよう。

### （3）文化団体

敗戦直後、これまでの軍国主義・国家主義体制下で広がった精神的、文化的呪縛から解放された市民は自由な文化スポーツ活動を求めた。それらは、戦前の反省から上からトップダウンでつくられたものではなく、市民の中から自生的に芽生えた活動、あるいは全国、愛知県、または名古屋市等の広域的な連絡組織が少なくなかった。それらのいくつかの例を挙げるならば、次のようである。郷土文化会（45年10月）、名古屋文芸講演会（45年11月）、東海自由文化連盟（45年12月）、名古屋市文化団体連盟（46年5月）、中部日本文化協会（46年6月）、名古屋市紙芝居協会（47年11月）、中部日本日本画劇文化連盟（47年11月）、新日本建設同盟（45年11月）、名古屋市体育協会（45年11月）等

これらの自主的な文化団体の結成は愛知軍政部によって奨励され、間接的ではあれ支援されたこともあり、都市部を中心に活動の広がりを見せた。なかでも各団体が市民への啓発・啓蒙活動（文化・教養講座等）を展開したことは民間社会教育の発展に寄与するところが大きかった。そうした講座の具体例をあげるならば、1946年1年間だけを見ても数多くの団体が生まれ、活動を開始している。そのいくつかを見ると次のようである。

名古屋文芸講座(45年11月)、名古屋音楽会(45年11月)、東海自由文化連盟民主科学者協会主催「自由大学」(名古屋大学、46年5月)(MG Rep. Ap1947)、東海自由文化連盟主催「名古屋自由文化大学」(淑徳高等女学校、46年7月)、中部日本文化協会主催「夏季語学講座」(46年8月)、東海自由文化連盟民主科学者協会青年婦人部主催「土曜教養講座」(46年9月)

以下、名古屋自由文化大学の講義内容と担当講師から啓蒙活動の内実をうかがってみたい(真野典雄「敗戦直後における名古屋の青年教育と青年の文化活動」『東海社会教育研究会会誌』第18号)。

「民主主義思想史」平野義太郎、「社会学」風早八十二、「資本主義論」山田盛太郎、「経済学」大塚金之助、「経済政策」有沢広巳、「社会政策」大河内一男、「社会主義的国家論」大竹博吉、「日本農業問題」山田勝次郎、「農村教育論」吉岡金一、「農業政策」近藤康男、「農眠運動論」澁谷定輔、「協同組合論」金井満、「労働組合論」、聴簿克己、「金融政策」川上寛一、「中部日本経済」高島佐一郎、「婦人問題」、宮本百合子、「ソビエト経済」堀江巴一、「民権政策論」細川嘉六、「史的唯物論」水口広志、「日本文化史」羽仁五郎、「日本国憲法」鈴木安蔵、「日本社会史」伊豆公夫、「日本外交史」信夫清三郎、「中国社会史」古在由重、「日本古代史」渡辺義通、「明治維新史」服部総之、「技術論」武谷三男、「労働科学」藤林敬三、「日本科学技術史」岡部三生、「社会医学」杉田直樹、「国語国字論」高倉テル、「芸術論」除村吉太郎、「文学論」村山知義、「映画論」岩崎昶、「日本科学概論」今野武雄、「金融政策」川上貴一等

まさに第一線の社会学者、高名な活動家による戦後日本の分析と展望が示された講座であったに違いない。敗戦後の廃墟と化した名古屋でも、これからの新生日本への希望を求めて、こうした高度な現代社会論・政策論が市民から渴望されていたものと想像される。

#### (4) 体育スポーツ団体

戦前は大日本体育協会のもとに地方体育団体が組織され、その統制下で軍事力の増強を目指す軍国主義・国家主義的な体育政策の遂行がその活動内容とされた。敗戦直後、まずは大日本体育協会は日本体育協会として再編成され(45年11月30日)、「体錬」や「武道」等の教科が廃止されるなど、従来の体育政策の大幅な改革が行われた。愛知・名古屋でも中央の動向に対応し、11月2日、名古屋市体育協会が36の各種体育関係団体を有する市全体の協会として結成され、軍国主義体制の下で定着していた体育政策と各種の事業が速やかに払拭された(『30年のあゆみ』前掲)。GHQとMGの保健啓蒙活動(レクリエーショ

ンを含めて)の影響下、学校教育以外の体育活動は社会体育と、また教育以外の範疇で行われる活動はスポーツ活動と呼称され、関係施設やスポーツ用具の貧しい時代ではあったが、さまざまなスポーツの大会・イベント・競技会が次第に普及していく。社会教育法制定により名古屋市でも体育協会は社会教育関係団体の一つとして位置づけられ、体育スポーツ活動を推進する一大組織となった。1950年愛知県で開催された第3回国民体育大会は、名古屋市と体育協会も中心的な担い手として役割を發揮し、その後の体育スポーツ活動とスポーツ施設の飛躍的拡大の一大契機となった。

### (5) PTAの発足と普及

PTAは、新教育とともに誕生し、戦後教育改革と不離一体となって導入され、普及を見た。46年11月、SCAP/CI&Eは文部省に対しPTA要綱を提示し、翌年1月24日にはCI&E成人教育担当官、J.ネルソンは全国の軍政部にPTA結成の関する文書を送っている。1948年10月、愛知県においても「父母と先生の会」参加規約が配布され、県下のPTAの本格的組織化が始まった(「父母と先生の会」『愛知県軍政部から出た新教育重要参考資料』)。愛知・名古屋においても軍政(民事)部が精力的に各学校を視察し、校長・教員やPTAの役員と会合し学校後援会からの早急な移行を促すなど、PTAの組織化と活動の活性化がはかられた。名古屋では、名古屋小中学校PTA協議会が48年8月に結成され、その後県各市町村に普及した(MG Rep. Jun1948, Jul1948, Aug1949, Sep1949)。同協議会は社会教育関係団体として市教育委員会の助成下におかれる。

その後さらにPTA運営のあり方に関する啓蒙活動が進められた。1949年3月4～5日、愛知県教育委員会主催、愛知軍政部後援のもとで、名古屋市においてPTA運営に関する協議会(講師は二宮徳間文部省視学官ほか)が開催され、小学校、中学校、高等学校のPTA代表者を対象に、「PTAの在り方」「PTAの規約について」「PTAの正しい運営について」という演題でPTA活動の必須事項について説明されるなど、PTAの普及のための会議・研修等による指導が広範かつ強力に行われた(リー「婦人に関する社会教育」山田ほか、前掲)。以下、とりわけ軍政部が示唆したPTAの基本的理念について軍政部の資料から引用してみよう。

児童の進歩発達の責任は父母にあり、また先生にある。父母と先生は児童に生活に一番大きな感化力を持っている。児童各自にその独特の能力を發揮させるためには、この二つが互いに補い合い協力し合わねばならぬ。そのためには、父母と先生がお互いに理解を深めることが大切であり、またお互いがどの点で児童の教育に一番役立ち得るか。

またどんな方面では協力し合って、児童の家庭生活、学校生活、社会生活をよくして行けるかを理解するのが肝要である。「父母と先生の会」はかゝる理解と協力を増すために大切な会である。

まず、この会はそれぞれの学校でつくられねばならぬ。すなわち下部から上部へ築きあげねばならぬ。その基本単位は一校の先生方とその学校の生徒の父母達との一団である。もちろん、会員となるならぬは随意であって強いられたりなどしてはならぬ。先生の方は当然会員となるであろう

ついで地方の組織が出来るのだが、出来てもそれはあくまで自治団体で、自らが希望する計画を行う自由をもっていなければならぬ。

会をつくる手始めは父母でも先生でもかまわない。しかし普通は先生の方から口火を切り、父母にすすめて会員をつくり、公表の運びとするのが常である。ただこの会が先生の会になってしまう危険は十分あるから、それは万全を尽くして避けねばならぬ。そのため多くの会ではその会則で（会にはそれぞれの会則が必要である）先生が会長、副会長、監事、会計、その他の実行委員となることを禁じている。また役員は父母と先生の双方から選んでいるところもある（以下、略）。（「父母と先生の会」『愛知軍政部から出た新教育重要参考資料』）

MG の PTA 組織化への関心は強く、学校視察や役員研修会で PTA 組織化と運営方法について問題を再三指摘し、助言している。とくに父母と教員を主体とする任意で自治的な組織であることを強調している（MG Rep. Jun1948, Sep1949）。また婦人教育を担当したリーは PTA の組織化にも指導力を発揮し、「PTA とはどんな会であるか」という主題で大要次のように述べている。

- ・ PTA は新しい教育を発展させるための一つの教育団体であって、その究極の目標は児童福祉ということである。
- ・ 学校への財政的援助ということは第二義的なことに過ぎない。
- ・ PTA の加入は任意である。
- ・ PTA の構成単位は個人であって、家族ではない。
- ・ PTA の会員とは PTA の活動に参加している者である。
- ・ PTA 会員はその会員でない父兄をも快く招待する。
- ・ PTA は地方の教育委員会の良き母でなければならない。

（「婦人団体の現況と諸問題」山田他、前掲）

ここでも PTA の任意性、多数決制が強調されるなど、PTA が戦前の学校後援会とは異なり、上から統制的に組織され、運営される団体ではなく、民主主義を基本原理とする組織であることが一貫して論じられている。その背景には、PTA の結成を急ぐあまり保護者会、父兄会のような戦前的な性格を残したまま少なからずその組織化が進行しつつあったという実情があった。この実態は全国的な傾向であったが、言うまでもなく愛知・名古屋でも例外ではなかった。PTA は、父母と教師の学習機会と父母の学校運営参加の可能性を創生したけれど、任意団体としての自主性を十分確保しないまま実質的には父母が学校運営の主體的な担い手として活動する場面を必ずしも十分にはつくりだせないまま次の時代を迎えることとなった。

### まとめにかえて

本論では、占領期を中心に戦後初期名古屋における社会教育の再生と拡大の経緯を素描した。以下、これまで明らかになったことを要言し、まとめにかえたい。

まず、占領期に再生された社会教育の特色である。第1に、社会教育理念が教育勅語下の天皇制国家主義教育を根底におく教育理念から憲法・教育基本法下の教育の自由と権利に依拠するそれへの転換である。しかし、少なくとも名古屋では、教育委員会や社会教育委員協議会の審議において行政も民間も憲法論としての社会教育論が論じられていた形跡はほとんど存在しなかったようである。それ故、戦後初期においては市民の生活に根ざした学習文化要求に応え得る体制や制度が十分に準備されたとはいえなかった。第2に、社会教育行政面では、占領政策と国家政策にほぼ従順に対応し、したがってそれらの政策は少なくとも表面的にはほとんど何の葛藤もないまま抵抗や批判もないまま市の政策の中に受容されたと考えられる。第3に、名古屋では、社会教育の政策目標が施設整備（相対的には図書館は先行するが、公民館はほとんど着手されることはなかった。）よりも団体の再編成やその指導者の養成に置かれていた。第4に、敗戦直後の財政の著しい貧困の中で施設の建設整備にまで力が及ばなかったのは当然であろうが、網羅的活動を始め権力支配と上位下達団体を廃止し、興味関心を中心とした活動に取り組み全員参加と討議を重視する団体の組織化と民主主義の理論と技術を理解した指導者の再教育・養成はことのほか、政策と事業の最重要内容とされた。GHQ の社会教育理念の基本は社会教育における個人の自由を防御するために国家権力の関与・介入を阻止するノーサポート、ノーコントロール原則に立つ自由主義的な社会教育にとどまった。サポート、バットノーコントロールに

立つ社会権としての社会教育観の形式は1960年代のすぐれた実践を俟たなければならなかった。第5に、社会教育事業についても同様であったが、地域の共同体規制に拘束される側面を残しつつ、商工業中心のこの地域の風土と生活環境のためであろうか、既存の体制に順応し、家庭・地域・職場で必要な実際の・現実的な社会教育活動が多くを占めていた。第6に、他方、民間の社会教育活動には、戦前の国家主義的呪縛から解放され、個人の自立をめざし自発的な発意から市民科学や労働者文化の再興を求める動きが見られた。そこには、社会教育の民主化というよりも自由な学習文化運動としての自己認識が顕在化していたと考えられる。こうした活動は、人びとの文化的、科学的関心をより豊かにし、ひいては、生活の現実と乖離した社会教育を変革する可能性を秘めていたけれど、この時期にはその可能性は実現されなかった。

最後に、名古屋における戦後社会教育史上のその意義と限界に言及し、まとめにかえたい。GHQ/SCAP/CI&Eの「民主化」教育（主要にはプラグマティックで自由主義的な進歩主義教育観）(J.M.Nelson, *The Adult Education Program in Occupied Japan - 1946 ~ 1951*, Dissertation of Kansas University) J.M.ネルソン著・新海英行監訳『占領下日本の社会教育改革 - 1946年～1951年 -』)による正面からの、あるいは側面的な統制・関与、指導の下で前近代的な旧秩序における社会教育観を批判、克服した上で大きな貢献を成し遂げたことは間違いない。いいかえれば、何よりも憲法教育基本法制下で不十分ながら名古屋においても戦前社会教育の残滓をとどめつつも、戦後社会教育の骨格が形成され、新教育思想に依拠したりベラルな教育理念にもとづいた社会教育政策が策定されたことは積極的な意義を有していたと言ってよい。しかし、他方では、新たに再生した社会教育の内実は、団体の組織、運営、活動のいずれも民主化の方法・形式的側面が強調され、必ずしも国民の「实际生活に即し」、生活や生産に根ざしたものに深化したとはいえなかった。この点は、名古屋においても戦後初期の社会教育の限界と考えてよいであろう。上述の課題は、農村、都市を問わず青年・女性たちによって着手された社会教育実践（小集団学習や共同学習）を通して追求される。社会教育の革新は次の復興期から高度成長期に至る時代を待たなければならなかった。

付記 本稿は、『名古屋教育史 - 名古屋の発展と新しい教育（戦後～平成期） -』名古屋市教育委員会、1997年に掲載した拙稿を大幅に書き直し、加筆したものである。

## 引用・参考文献

- ・前田美穂子ほか『戦後名古屋の婦人教育—回顧と展望—』戦後名古屋市婦人教育史研究会、1994年
- ・伊藤めぐみ、井上恵美子共訳「愛知県軍政部月例報告書」、加藤善三「社会教育協力委員制度について」、「家庭映画実施要項」、名古屋大学社会教育研究会「名古屋市における家庭映画会」、「10年のゆみ—社会教育協力委員制度—」山田順一、那須野隆一、新海英行、辻 浩、井上恵美子、伊藤めぐみ、加藤良治『名古屋市戦後社会教育行政関係資料集』No.1（1945～1959）、名古屋市戦後社会教育行政資料研究会、1990年
- ・新海英行、大田高輝、榊原博美、林恭子、村瀬桃子、（石井拓児）共訳「愛知軍政部月例報告翻訳」その1～11、『社会教育研究年報』名古屋大学社会教育研究室、第23号～第34号、2009年～2020年
- ・竹前栄治「対日軍政における地方軍政」『教育学研究』第47巻第2号、1982年
- ・竹前栄治『占領戦後史』岩波書店、2002年
- ・志知正義『岐阜県青少年教育史』教育文化出版、1991年
- ・中西光夫『愛知県近代教育百年史稿』2009年
- ・水野 宏「わたくしの小児保健福祉50年史・その12—愛知県青少年指導協力者講習会—」『日本福祉大学社会科学研究所報』第31号、1984年
- ・富永次雄編『視聴覚教育要覧』日本映画教育協会、1952年
- ・阿部彰「対日占領における民間情報政策—「ナトコ」による啓蒙活動の実態と背景—」『大阪大学人間科学部紀要』第9巻、1983年
- ・鈴木満智子『占領期東海の社会教育—証言と資料—』名古屋大学社会教育研究室、1989年
- ・新海英行・樋口正「「イモこじ」青年教育実践家・鈴木満智子」千野陽一監修・「月刊社会教育」編集委員会編『人物でつづる戦後社会教育』国土社、2015年
- ・「父母と先生の会」『愛知軍政部から出た新教育重要参考資料』愛知県教育会、1947年
- ・名古屋市教育委員会『10年にあゆみ—社会教育協力委員制度』1961年
- ・愛知県科学教育センター『愛知県戦後教育史年表』（昭和20年～40年）1965年
- ・『愛知県公報』愛知県、1945年9月、12月、1946年4月、6月、1947年8月～11月
- ・真野典雄「敗戦直後における名古屋の青年教育と青年の文化活動」『東海社会教育研究会会誌』第18号（東海戦後青年教育のあゆみ）1975年、前田美穂子「終戦直後の婦人

- 教育の世界—総論」、中山恵子「占領下の文部省と名古屋市の婦人教育」、近藤武子「単位婦人会の活動」『東海社会教育研究会会誌』第 19 号 (東海戦後婦人教育のあゆみ) 1976 年、広瀬鎮「戦後愛知県下博物館のあゆみ」『東海社会教育研究会会誌』第 20 号 (東海戦後博物館のあゆみ)、1977 年
- ・『名古屋市事務報告』名古屋市、1947 年
  - ・『名古屋市教育要覧』昭和 24 年版～27 年版、名古屋市教育委員会、1950 年
  - ・『名古屋市鶴舞中央図書館 50 年史』名古屋市鶴舞中央図書館、1974 年
  - ・加藤三郎『愛知県図書館史年表資料考説』中部図書館学会、1981 年
  - ・新海英行「占領期社会教育とナトコ映写機・CIE 映画」『香川大学附属教育工学センター研究報告』第 4 号、香川大学教育学部、1975 年
  - ・大田高輝「新しい社会教育の創設」『新修名古屋市史』第 7 巻、名古屋市、1998 年
  - ・『大正昭和名古屋市史』第 6 巻、名古屋市、1954 年
  - ・吉村欣治『名古屋 YMCA』名古屋 YMCA、1964 年
  - ・『社会と教育』第 67 号、愛知県教育委員会、1952 年
  - ・『30 年の歩み』名古屋市体育協会、1975 年
  - ・木下順二他『母の歴史』河出出版、1954 年
  - ・Military Government Activities Report, From Aichi Military Government Team To Commanding General Fifth Army, GHQ/SCAP RECORDS August 1946 ~ August 1949
  - ・小川利夫・新海英行編『GHQ の社会教育政策—成立と展開—』大空社、1990 年
  - ・J.M. ネルソン著、新海英行監訳『占領下日本のと社会教育改革』大空社、1991 年 (J.M.Nelson, *Adult Education Program in Occupied Japan - 1946 ~ 1950*, Dissertation of Kansas Univ, 1954)
  - ・J.C.Trainor, *Educational in Reform in Occupied Japan, -TRAINOR'S MEMOIR-* Meisei University, 1982

(名古屋柳城短期大学名誉学長)

## Regeneration and Development of Social Education in Nagoya under the Occupation by the Allied Powers

Shinkai, Hideyuki\*

第2次世界戦争後、連合軍最高司令官総司令部（以後、GHQという。）の間接統治のもと、そして何よりも新憲法教育基本法制の中で戦後社会教育の骨格形成が方向づけられた。名古屋においては、軍事国家権力による国民教化から解放された市民と教育行政職員によって愛知軍政部（以後、MGという。）の指導、監督下、社会教育の「民主化」が方向づけられた。その特色は以下のとおりである。

第1に、社会教育の「民主化」理念であり、その根底には教育の自由、自主性（大正デモクラシー以来の）への期待と要望、およびGHQやMGの情報教育（以下、CI&Eという。）担当者の近代的個人主義的、進歩主義的な新教育思想が伏在していた。自由や自主性を原則とする教育は政治や行政からの一定の独立性を主張した。

第2に、この政策ではもっぱら社会教育団体の再編成に主力が注がれ、国家主導でトップダウン方式の網羅主義的な団体運営から個々の団体の自立性と各メンバーの興味関心にもとづく自主性・インタレスト重視のボトムアップ方式のそれへの転換が図られた。言いかえれば、連合組織から連絡組織への転換であった。

第3に、社会教育指導者養成が強調され、講習会等の主要な教育内容はグループワークの理論と方法であった。ディスカッション、レクリエーション、エバリエーションなど、個人の参加、討論、評価が尊重され、ナトコ映画機によるCI&E映画が駆使され、教育の機会均等、教育課程、経験学習的、実務的側面がことのほか重視された。

第4に、社会教育施設整備の必要性を唱えながら、市の財政上の困難のためであろうか、代表的な施設（東山動植物園、鶴舞中央図書館）を除き、公民館などの地域生活と関連する施設整備は大幅に遅滞し、それへの着手は高度成長期を俟つこととなる。社会教育活動の拠点ともいえる公民館は、唯一西区に1館のみ存在したに過ぎなかった。

第4に、名古屋においては敗戦直後、解放的な文化的風潮の中で市民の自由で自主的な学習文化活動が次から次へと生まれ、軍国主義下で抑圧された科学的な市民学習が生成した。これは市民と科学者の連携で市民主体の社会生活に根ざした社会教育が育つ契機〈可能性〉をつくりだし、その後の経済復興とともに台頭・再興した政治経済的な環境条件の中でさらなる発展への道筋を追求することとなる。

占領期を中心に名古屋の社会教育は戦後社会教育の基盤を構築したとは言え、GHQの極東政策（対日民主化政策）の変更と日本の政財界の民主化離れにより、また形式性を重視するアメリカ民主主義理念の脆弱性や旧来の地域支配や商工業中心の伝統的市民性のためかますます保守性と実務性が色濃い社会教育へと変容していった。こうした限界を克服するには、市民の生活課題や地域課題と結びつく現実の生活学習を土台に地域と日本社会を科学的に見通し得るサークル〈小集団〉中心の「共同学習」の萌芽、実現（1960年前後）を俟たなければならなかった。

キーワード：教育の民主化、社会教育の自由、教育の逆コース、グループワーク、ナトコ映画

---

\*Emeritus President of Nagoya Ryujō Junior College